



税理士法人より 所長 前川 研吾 (公認会計士・税理士)

あけましておめでとうございます。本年も何卒よろしくお祈り致します。年末調整が終わり、また、確定申告の時期になりますので、ご加入されている生命保険を確認される機会が増えているかと思えます。今回は、個人の生命保険に係る保険料の税務についてご紹介させていただきます。

生命保険料控除について

生命保険に加入することにより、生命保険料控除として所得から一定額控除することができます。控除額の計算としては、平成22年の税制改正により、契約時期により控除枠が拡大されて、次のとおりになります。(年間支払保険料等＝P)

平成23年12月31日以前の契約(旧)

- ① 2.5万円以下：Pの全額
 - ② 2.5万円超 5万円以下：P × 1/2 + 1.25万円
 - ③ 5万円超 10万円以下：P × 1/4 + 2.5万円
 - ④ 10万円超：一律5万円
- ※一般保険料控除5万円と個人年金保険料控

除5万円で計10万円の控除枠

平成24年1月1日以後の契約(新)

- ① 2万円以下：Pの全額
 - ② 2万円超 4万円以下：P × 1/2 + 1万円
 - ③ 4万円超 8万円以下：P × 1/4 + 2万円
 - ④ 8万円超：一律4万円
- ※一般保険料控除4万円と介護医療保険料控除4万円と個人年金保険料控除4万円で計12万円の控除枠

有利な保険の加入の仕方

ここでポイントは、上限額まで保険料控除を活用することです。旧制度と新制度の枠の違いや加入する保険種類により、控除区分が異なります。制度改正があったため、保険外交員や保険代理店もきちんと内容把握をされていないケースもあり、保険料控除額を切り切っていないケースが少なくありません。

それでは、加入内容によりどれくらい税額が変わるかを給与収入800万円(扶養2名)の方のケースでの検討いたします。

- ①平成23年12月31日以前に終身保険・定

期保険・医療保険に加入(P30万円)

⇒旧制度の一般保険料控除のみ

②平成24年1月1日以降に定期保険・医療保険・個人年金に加入(P30万円)

⇒新制度の一般・介護医療・個年控除

※①②とも死亡・医療保障・老後積立目的

このケースの場合、①より②のケースの方が年間所得税約1.4万円、住民税約0.7万円、合計約2.1万円少なくなります。同じ保険料で同じ加入目的であっても、これだけ税額が変わってきます。この税額の差が毎年蓄積されるとなるとその影響は大きいです。

おわりに

もちろん、その方の必要とする保険の目的にもよりますので一概には言えませんが、税務の観点から一度ご確認くださいのがよろしいかと思えます。当社グループでは保険事業を行っており、税務の観点からも最適な保険のアドバイスをさせていただいておりますので、お気軽に担当者までお問合せください。



社会保険労務士法人より 所長 今井 慎 (社会保険労務士・キャリアコンサルタント)

雇用保険、65歳以上も新規加入が可能に！

高齢者の雇用拡大を後押し

厚生労働省が、来年度(平成28年4月1日予定)から65歳以上の高齢者も新規で雇用保険に加入できるようにする方針を固めたそうです。

同省の雇用保険部会が12月にまとめる制度改正の報告書に盛り込み、来年の通常国会に雇用保険法の改正案を提出する予定です。

65歳前からの継続雇用者との不公平感を是正

現行の雇用保険制度では、失業したときに、65歳未満は賃金の45～80%に相当する額を最大360日分受け取ることができ、65歳以上の場合には最大50日分の一時金を受け取ることができます。

ただ、65歳以上で転職したり、親会社から関連会社に転籍したりした場合、雇用保険に入ることができないため、この給付を受けることができません。

現在、65歳以上の雇用保険加入者は140万～150万人いると言われ、新規加入を認めることで、転職した人たちなどの不公平感を是正しようというものです。

転職・再就職者も失業給付の対象に拡大

改正後は、雇用保険の加入に年齢制限を設けず、65歳以上の退職者については「高齢求職者給付金」として、65歳前から継続して同じ事業主の下で働いていた人と同様に、失業前に受け取っていた賃金の最大50日分を支給します。

ただし、適用には「週の所定労働時間が20時間以上」「直近1年のうち6カ月以上被保険者であること」といった条件がつかます。65歳未満の失業給付は現行のままの方針です。

また、65歳以上については当面、労使が折半で負担する保険料を免除します。現行の制度でも64歳を超えた人の雇用保険料は労使とも免除しており、同様の扱いとなります。

求職者増と人手不足も背景

高齢化に伴い65歳以上の求職者は増え続け、人手不足も背景に、企業も高齢者を受け入れる環境整備に動いています。2014年度の新規求職者は46万4,901人で、前年度に比べて10.8%増え、新規求職者全体の7.8%を占めています。

ただ、今回の対象拡大で安易な受給を増やさないことも必要で、厚生労働省は給付金を申請する65歳以上の高齢者が実際に求職活動しているかなどの確認を厳しくする方針です。

「一億総活躍社会」実現への一環

このほか、介護休業を取る人への給付金も引き上げます。賃金の40%になっている現在の水準を67%に引き上げる方向で、給付金を増やして仕事と家庭の両立を支援します。政府としては、今回の改正を、安倍政権が掲げる「一億総活躍社会」実現につなげる考えです。





会社のトラブルQ&A

法律についての疑問にお答えします

Q 社内事情を情報誌に掲載されたら？

先日ある情報誌が、当社の経営体質や財務内容について悪質な批評記事を掲載しました。当社はこの出版社に損害賠償と謝罪広告の掲載を請求したいのですが、可能でしょうか。

A 違法性があると言えるかがポイント

名誉と名誉棄損

名誉とは、人がその品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価を指し、法人にも存在します。そして名誉棄損とは、他人の社会的評価を低下させるに足りる具体的事実を指摘し、その指摘を不特定または多数の者が知りうる状態にすることをいいます。

名誉を棄損された場合は、損害賠償の請求や、謝罪広告の掲載などの名誉回復のための

適当な処分を求めることができます。

名誉毀損該当性と違法性の有無

本件の出版社による記事掲載行為は、その事実摘示により貴社の社会的評価が広く低下したと考えるのが通常ですので、名誉毀損行為に当たると考えられます。

しかし、名誉棄損に該当する行為が、①公共の利害に関する事実に係り、かつ②専ら公益を図る目的であったと認められ、③真実性の証明があった場合には、原則として、行為に違法性がないとされます。また、このような証明がない場合でも、批評の前提事実を真実と信じるについて相当の理由があれば、やはり違法性がないとします。

まず、①公共の利害に関するかどうかについては、貴社の0規模や社会的認知度、貴社の経営状態が社会的・経済的に与える影響などを検討することになります。

貴社が全国的規模の企業である場合や、貴社の財務内容等が取引先や消費者・投資家等に与える影響が大きい場合などには、記事は

公共の利害に関するものと言えるでしょう。

次に、②掲載の目的が専ら公益を図ることについては、事実が公共の利害に関するものであれば、掲載目的も公益を図ることにあると認定される傾向にあります。

最後に、③真実性の有無については、批評の前提となっている事実が重要な部分について真実であることの証明があった場合は、人身攻撃に及ぶ等の批評の域を逸脱したものではない限り、違法性を欠くこととなります。

このような証明がないとしても、確実な資料・根拠に基づいて、批評の前提となっている事実が真実であると信じるについて相当な理由があれば、行為に違法性はないこととなります。

損害賠償・謝罪広告掲載の請求

本件において、出版社の記事掲載が上記①②③の何れかが当てはまらない場合には、貴社は出版社に対して損害賠償を請求することができ、また、名誉を回復するに適当な処分として、謝罪広告の掲載も請求できます。

i お知らせ

新メンバーのご紹介

この場をお借りして、税理士法人の新メンバー2名の紹介をさせて頂きたく存じます。

会計グループ / 玉井 洋子

5月末に週3日のパートとして勤務し始め、11月より週5日の出勤となりました玉井と申します。

長年外資系の金融機関に勤務していた関係で国際部に所属しております。続々と増えてきた国際関連案件の周辺業務について少しでもお役にたちたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

会計グループ / 大塚 結衣

9月より勤務しております大塚と申します。夕留パートナースはお客様を第一としています。お客様と同じ方向を向いて、共により良い方法を模索し、お客様にとって夕留パートナースが心のよりどころとなるような関係性を作っていきたいと思っております。

まだ右も左も分からない未熟者ではありますが、熱い信念のもと精一杯頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願い致します。

1月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

12日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- ※ただし、6ヵ月ごとの納付の特例を受けている場合には、27年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

20日

- 特例による源泉徴収税額の納付<前年7月～12月分> [郵便局または銀行]

2月1日

- 法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>の提出 [税務署]
- 給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの> [市区町村]
- 固定資産税の償却資産に関する申告 [市区町村]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第4期分> [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未滿、10月～12月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険料納付<延納第3期分> [郵便局または銀行]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌末日> [公共職業安定所]

本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

- 給与所得者の扶養控除等 (移動) 申告書の提出 [給与の支払者 (所轄税務署)]
- 本年分所得税源泉徴収簿の書換え [給与の支払者]